

国立大学法人神戸大学と三田市との包括的な連携協力に関する協定書

国立大学法人神戸大学（以下「甲」）と三田市（以下「乙」）は、相互の連携を強化し、地域の復興に寄与するとともにそれぞれの発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の包括的かつ持続的な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域振興、地域課題の解決に関すること。
- （2）科学技術、産業振興に関すること。
- （3）教育の推進、人材育成に関すること。
- （4）地域保健医療の推進に関すること。
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項に掲げる事項について具体化を図るために必要がある場合には、本協定の目的に則して、特定の事項に関する協定を締結することができる。

（既存協定等の取扱い）

第3条 本協定の締結前に甲と乙との間で取り交わした協定等は、前条第2項の規定に基づき締結されたものとみなす。

（経費）

第4条 この協定に基づく連携協力の実施に要する経費は、甲及び乙のそれぞれの役割と事業に応じて、それぞれが負担するものとする。それぞれの役割と事業の区分けが明確でない場合は必要に応じて、両者で協議して決定する。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は協定締結の日から3年後の日が属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに甲又は乙から改廃の申し入れがないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（連絡調整）

第7条 前条の連携協力を円滑に進めるため、甲・乙それぞれに総合窓口を設置し、甲と乙の間で定期的な連絡調整を行うものとする。

（疑義の決定）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和6年8月9日

甲

兵庫県神戸市灘区六甲台町1番1号

国立大学法人神戸大学長

菅澤 乙人

乙

兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

三田市長

田村 克也